

五賞典昇給ノ標準率ヲ確立シ其ノ査定ニ從業員ノ選定ニ代
表ヲ參加セシムルコト

賞與昇給ノ標準ハ是ヨリ居ルモ其ノ擬率ノ査定ニ關シ從業員代表參
加ノ要求ニハ應ジ難シ

六轉勤料ヲ支給スルコト

轉勤ヨリ特ニ任地地ヲ指定ス場合ヲ除クノ外轉勤料支給不得

七供給人欠制ヲ即時撤廢シ常備者ヲ増員スルコト

定備定員ノ云動スルヘク少クノ事業ノ増減ニ應ジ得テ供給人夫制
ヲ撤廢スル能ハス

八豫備後備勤務補習中ハ公休ヲ支給スルコト

庶務科ノ関係ニ於テ困難ナリ

九最近賃金ヲ確立スルコト但シ初任給五圓八角錢ノコト

大正十五年八月廿一日迄年明ニ迄所ナルカ最近賃金ヲ是ナルハ困難ナル

モ少数ノ特例ヲ除クノ外壹圓五拾錢以上ニテ採用セル實情ナルニ依リ本
ニ於ケル勞力供給ノ實況ヨリ見ルモ現行ノモノヲ以テ不當ニアラスト認ム

其ノ設備ニ關シテハ諸所ニ水道ヲ敷設スルコト四ストークヲ設置スル

スルコト

一〇諸戸

石炭ヲ支給

ハ諸所ノ状況ヨリ辨

從業員ハ石炭ヲ支給スルノ外ニ
從業員ハ石炭ヲ支給スルノ外ニ
從業員ハ石炭ヲ支給スルノ外ニ

二耐久薄弱ナル依託請負工事ハ廢絶スルコト但シ自動車、鋪裝土木工事

一切

請負工事ハ廢絶スルコト

一 次 適 當 ナル 給 水 方 法 ヲ 講 ス ル コ ト
二 回 豫 算 自 係